

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 農業政策課 | 整理番号 | 3-5 |
|-----------------------|--|-------|------|-----|
| 処分の種類 | 農業協同組合への必要措置命令(不祥事件に基づくもの) | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 農業協同組合法第94条の2第2項 | | | |
| 処分の概要 | <p>信用事業又は共済事業を行う農業協同組合で農業協同組合法施行規則第231条第4項第1号に該当する不祥事件が発覚した場合における当該事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するための次の措置の命令</p> <p>①定款、規約及び各種事業規程の変更 ②業務執行方法の変更 ③業務の全部又は一部の停止 ④財産の供託 ⑤財産処分の禁止又は制限 ⑥その他監督上必要な命令</p> | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>(1) 不祥事件の様態及び発生状況</p> <p>ア 利用者被害の程度 不祥事件により広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。 また、個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。</p> <p>イ 隠蔽の有無 管理者又は役員が、不祥事件の行為者の詐欺、横領、背任その他犯罪行為を認識した後に、問題を隠蔽する行為はなかつたか。</p> <p>ウ 県への届出義務違反等の有無 不祥事件に係る組合から県への届出は、農協法施行規則第231条第5項の規定に基づき、不祥事件の発覚日から1月以内に行われているか。また、不祥事件に係る組合から県への届出の内容に虚偽がないか。</p> <p>エ 行為者 不祥事件が管理者又は役員により行われたものか。</p> <p>オ 組織性の有無 不祥事件における詐欺、横領、背任その他犯罪行為が個人により行われたものか、あるいは組織の複数の者が関与して行われたものか。</p> <p>カ 行為が行われた期間や反復性 不祥事件における詐欺、横領、背任その他犯罪行為が長期にわたり反復・継続して行われたものか。</p> <p>キ 反社会的勢力との関与の有無 不祥事件において反社会的勢力との関与はなかつたか。</p> <p>ク 組合における不祥事件の発生状況及び頻度 不祥事件が発生した組合において、この指針の施行日以降の不祥事件の発生状況及び頻度はどうか。</p> <p>(2) 不祥事件の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性</p> <p>ア 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。</p> <p>イ 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</p> <p>ウ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</p> <p>エ 人事管理部門は、適切な人事管理を行っているか。</p> <p>オ 内部けん制体制が確立され機能しているか。</p> <p>カ 管理者の検証が十分に機能しているか。</p> <p>キ 管理者及び業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。</p> <p>ク この指針の施行日以降に発覚した不祥事件について組合が策定した再発防止策が、不祥事件の発生防止のために機能していたといえるか。</p> <p>(3) 軽減事由 県による対応に先行して、組合が自主的に所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。</p> <p>(4) 組合に改善に向けた取組を任せることの適切性</p> <p>ア 改善に向けた取組を組合の自主性に委ねることが適当かどうか。</p> <p>イ 改善に相当の取組を要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか。</p> <p>ウ 業務を継続させることが適当かどうか。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 不祥事件の防止に関する取組の一層の強化及び「農業協同組合の不祥事件に対する監督措置の指針」の制定について(平成21年4月13日付け21農政第35号長野県知事通知) | | | |